

ご契約後のサービス

アフラックのしっかり頼れる介護保険の ご契約者様向けサービス

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。
ご契約者様とご家族が利用いただけます。

 介護全般に ついて 相談したい	介護電話相談サービス 相談料・通話料 無料 提供会社:(株)ウェルネス医療情報センター	介護相談
		仕事と介護両立支援
		訪問/通所介護紹介(*1)
		施設紹介(*1)

(*1) 紹介のみで優待・割引はありません。

 自分や親の 財産を管理したい	家族信託組成 サービス(*2) サービス提供会社をご紹介 割引価格で利用可能(*3) 提供会社:(株)ファミトラ
 相続について 相談したい	相続手続 代行サービス サービス提供会社をご紹介(*4) 割引価格で利用可能(*3) 提供会社:(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託

(*2) ご利用にあたっては、ご契約者様がご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にアクセスいただく必要があります。法人契約の場合は本サービスをご利用になれません。

(*3) ご利用にあたっては、ご利用者様自身が各サービス提供会社と契約する必要があります(費用はご利用者様の自己負担となります)。

(*4) ご利用にあたっては提供会社へ電話でお申込みください。
相談料は無料ですが、通話料はご利用者様の自己負担となります。

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。相続手続代行サービスについては被保険者様死亡によりご契約が終了した後も、被保険者様の相続に関してご契約者様とご家族がサービスをご利用いただけます。
- これらのサービスは2022年10月1日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r_kaigoservice.html をご確認ください。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容や保険料などは2022年10月1日現在のものです。
- ・保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

「生きる」を創る。
Aflac

介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険

人生100年時代。

介護は誰もが直面する可能性のある、
社会的な課題となっています。

**そんな介護の費用はいくらかかるか、
ご存じですか？**

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

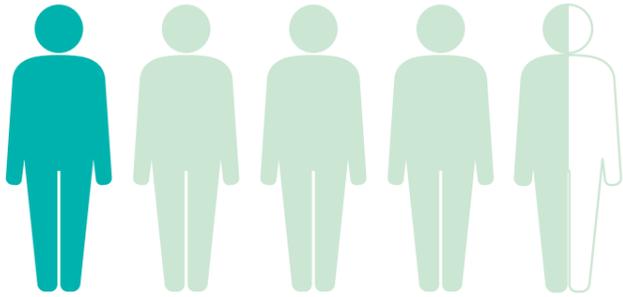
このパンフレットで ご案内する 保障分野	介護や障がいの保障	このパンフレットではご案内していません	
対応する 商品・特約	アフラックのしっかり頼れる介護保険	病気やケガの保障 (がんや重大疾病の保障も含む)	死亡時の保障
		がんや重大疾病(特定の疾病)の 保障	貯蓄 (教育資金や老後生活資金準備など)

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。ご契約の際には
「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

介護が必要になる割合はどのくらい？

75歳以上では4.5人に1人、90歳以上では1.7人に1人の割合で介護が必要となります。人生100年時代のいま、介護は決して他人事ではありません。

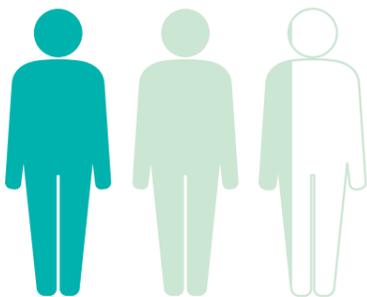
75歳以上の4.5人に1人



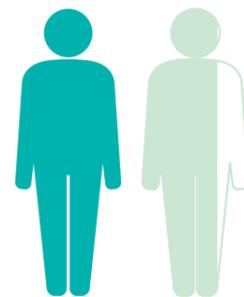
80歳以上の3.1人に1人



85歳以上の2.3人に1人



90歳以上の1.7人に1人



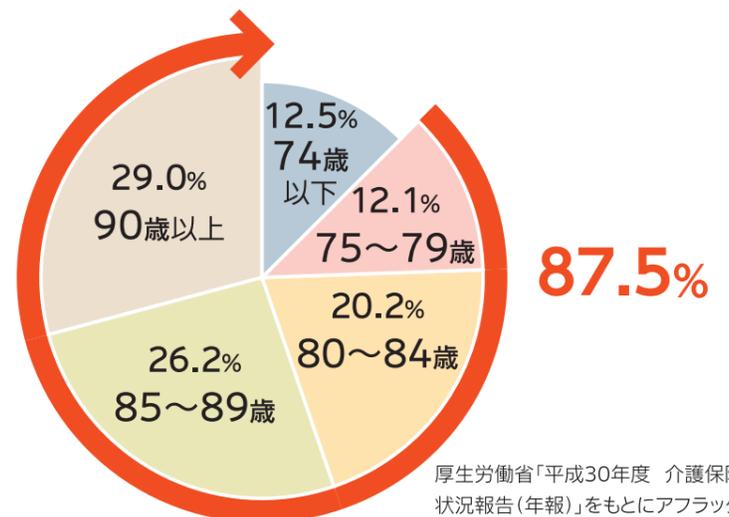
厚生労働省「令和元年 人口動態統計」、「平成30年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとにアフラック作成

1

要介護認定されている人の年齢は？

公的介護保険制度で要介護認定を受けた方の**約9割**が**75歳以上**です。高齢のご夫婦だけでなく、高齢の子が親を介護するなどのいわゆる「**老老介護**」も心配です。

■ 年齢階級別要介護認定者の割合



厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとにアフラック作成

何が原因で介護が必要になるの？

認知症が原因で介護が必要になるとイメージする方が多いかもしれませんが、**脳血管疾患**も同じくらいの割合で介護の原因となっています。

さらに、**骨折・転倒**といったケガで介護が必要になるなど、**原因はさまざま**です。

■ 介護が必要となった主な原因

1位	認知症	17.6%
2位	脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
3位	高齢による衰弱	12.8%
4位	骨折・転倒	12.5%
5位	関節疾患	10.8%

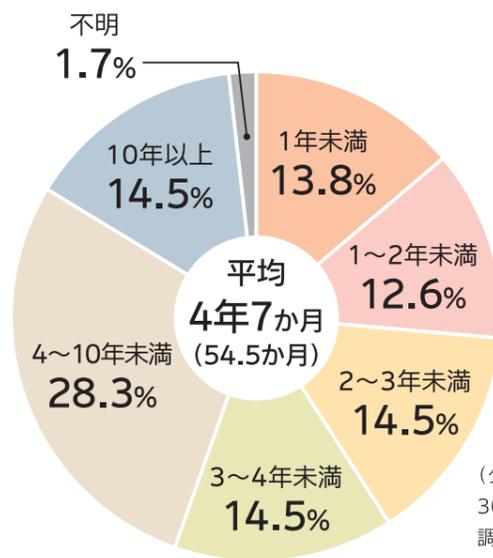
厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

2

介護にかかる期間はどのくらい？

平均期間は4年7か月ですが、年齢や要介護度など、個人の状態により介護にかかる**期間はさまざま**で、10年以上と長期にわたることもあります。

■ 介護にかかる期間

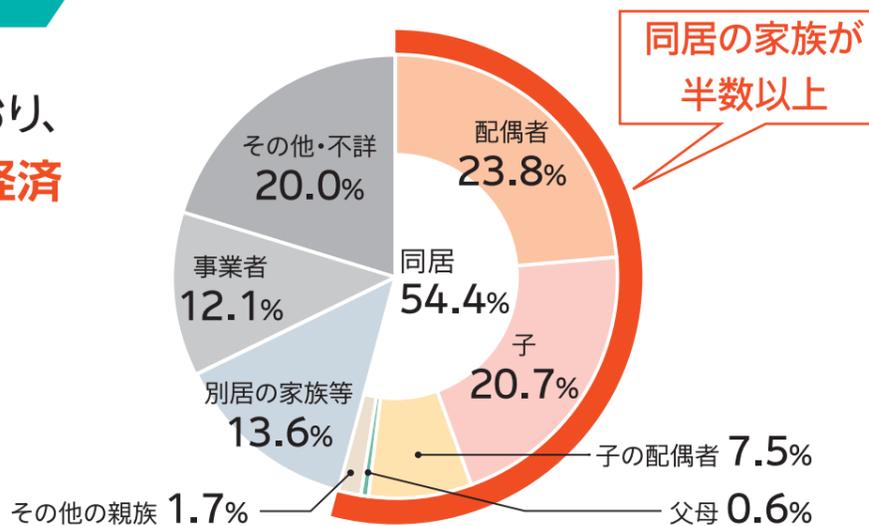


(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

誰に介護してもらおうのでしょうか？

介護をする方の**半数以上を同居の家族**が占めており、ご本人だけでなく**家族への身体的・精神的負担、経済的な負担**も心配です。

■ 主な介護者の割合



厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

3

介護にかかる費用(平均額)

ご存じですか？

介護にかかる費用の総額は**約1,500万円**と、とても高額です。

介護にかかる費用の総額

平均**1,421万円**

でも、すべてをご自身で準備する必要はありません

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」、厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

4

介護にかかる費用(平均額)

そのうち、約**1,000万円**は公的介護保険でカバーされます。

介護にかかる費用の総額 **平均1,421万円**

公的介護保険でカバーされる費用

平均927万円

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」、
厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

では、ご自身で負担しなければならない費用はいくらでしょうか?

5

介護にかかる費用(平均額)

残りの約**500万円**は、ご自身で負担しなければならない費用で、
場合によってはご家族が負担することもあるかもしれません。

介護にかかる費用の総額 **平均1,421万円**

公的介護保険でカバーされる費用

平均927万円

ご自身やご家族で
負担しなければならない費用

平均494万円

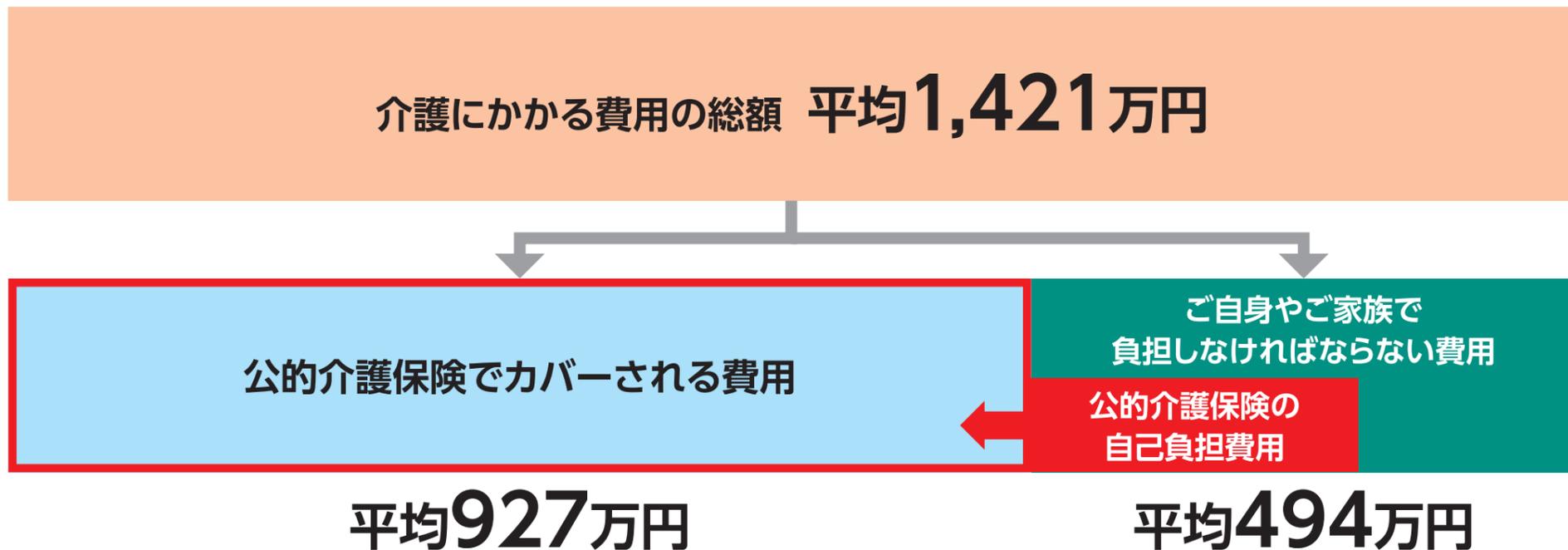
(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」、
厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

確実に準備しておく必要がある費用は?

6

介護にかかる費用(平均額)

「公的介護保険の自己負担費用」を準備できない場合は、公的介護サービスの利用自体を諦めることになるかもしれません。



将来、介護が必要となったときに、どの程度資金に余裕があるかわかりません。ご自身で負担しなければならない費用は、今からご準備いただくと安心です。このうち、**公的介護保険の自己負担費用は「民間の介護保険」で準備することをおすすめ**します。

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」、厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

老後の収入と支出

■ 家計収支(月額)

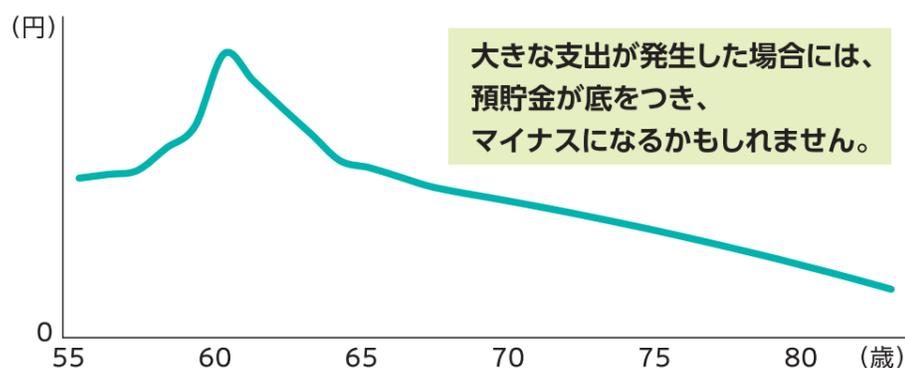


総務省統計局「2019年 家計調査(家計収支編)調査結果」をもとにアフラック作成

ゆとりあるセカンドライフを送るためには、さらに生活費が必要になるかもしれません。例えば、夫婦2人の場合の**ゆとりある老後の生活費は36.1万円**とされています。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

■ 50代以降の預貯金残高の推移(イメージ)



生活費の不足などで預貯金を取り崩し、介護が必要になったときが**人生で一番資金が不足しているとき**かもしれません。

介護サービス利用時の自己負担額と介護期間

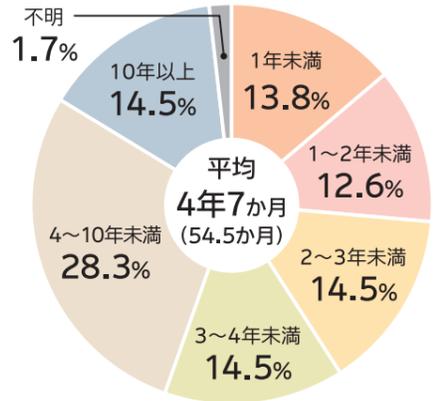
公的介護サービス利用時の平均自己負担額は、要介護度が上がるにつれて高くなります。例えば、**在宅介護**の場合、**要介護5**では年額約30万円、**要介護1**では年額約10万円となっています。また、**介護の期間もさまざま、長期にわたることもあります。** 公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安:12ページへ

■ 公的介護サービスを受けるためにかかる費用(平均自己負担額*)/受給者1人あたり

要介護度	在宅介護の場合	施設介護の場合
要介護5	年額 28.5万円 (月額2.4万円)	年額 39.5万円 (月額3.3万円)
要介護4	年額 22.9万円 (月額1.9万円)	年額 36.8万円 (月額3.1万円)
要介護3	年額 18.7万円 (月額1.6万円)	年額 34.4万円 (月額2.9万円)
要介護2	年額 12.3万円 (月額1.0万円)	年額 33.6万円 (月額2.8万円)
要介護1	年額 8.8万円 (月額0.7万円)	年額 31.6万円 (月額2.6万円)

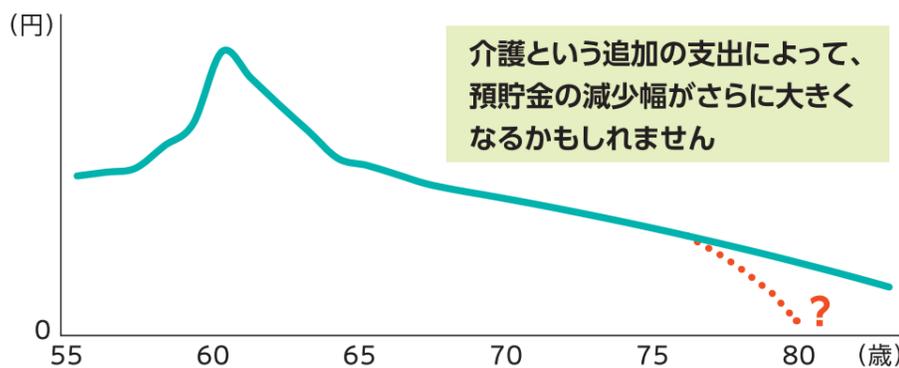
(*)自己負担割合1割の金額を記載しています。65歳以上の場合、所得に応じて負担割合(1~3割)が決まります。
厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成(月額費用は年額費用を12か月で割って四捨五入。在宅介護については「居宅サービス」「地域密着型サービス」のうち、支給限度額の対象となるもののみ算定)施設介護の費用に居住費、食費、日常生活費などは含まれません。

■ 介護にかかる期間



(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

■ 50代以降の預貯金残高の推移(イメージ)



大切な老後生活資金を取り崩さないためにも、**介護の実態に合わせて保障する「アフラックのしっかり頼れる介護保険」**にお任せください!!

保障内容

今から始めませんか? ご自身のため、ご家族のために。

特長 1 要介護1以上に認定された場合に一時金をお支払いします

特長 2 要介護3以上に認定されている場合に介護年金をお支払いします

特長 3 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です

給付金名	支払事由	支払限度	被保険者の状態	Aプラン	Bプラン	
				重度の介護を必要とする状態に備える	介護年金	つぎの①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづき、要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当しているとき
軽度の介護を必要とする状態に備える	要介護2一時金	つぎの①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづき、右記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	要介護2 または当社所定の要介護状態	10万円	10万円
	要介護1一時金		1回限り	要介護1 または当社所定の要介護状態	10万円	10万円

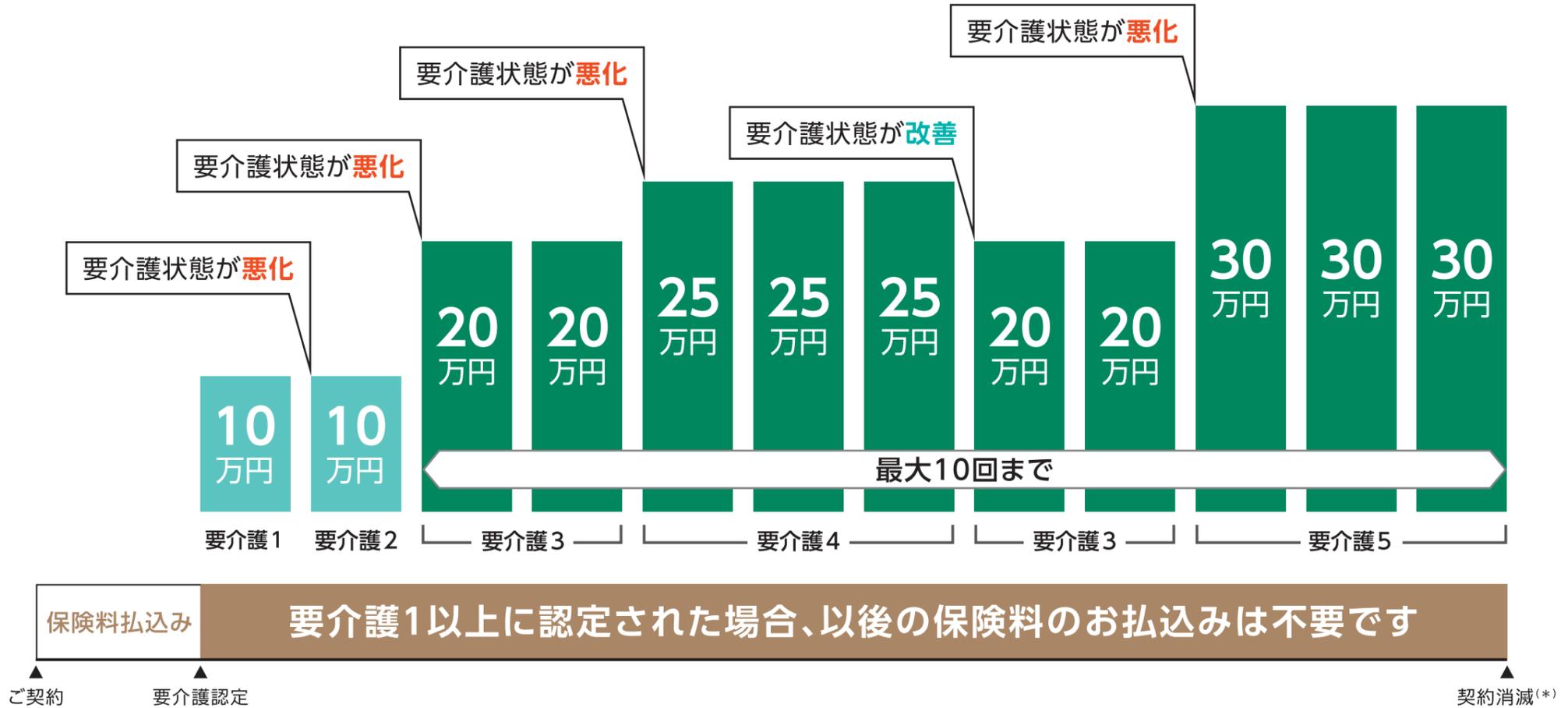
免除事由に該当したとき 以後の保険料のお払込みは不要です 保障は継続します

お客様のご希望により、給付金額を大きくすることができます。

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のしくみ

Aプランの場合

基準介護年金額30万円
要介護1一時金10万円、要介護2一時金10万円



(*)介護年金を通算10回お支払いしたため

11

公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

公的介護サービスを受けるためにかかる費用(平均自己負担額):9ページへ



軽度

要介護度

重度

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事ときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとにアフラック作成

12

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称:アフラックのしっかり頼れる介護保険
正式名称:介護保険〔無解約払戻金2021〕

給付金名称	支払事由	支払限度
介護年金	①第1回 つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (a)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (b)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1年に1回 通算 10回まで
	②第2回以後 第2回以後の介護年金支払基準日(*)において、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (a)その日を含めて180日以上前から継続して日常生活動作における要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき	

(*)第1回の介護年金については支払事由に該当した日、第2回以後の介護年金については第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日のことをいいます。

給付金名称	支払事由/免除事由	支払限度
要介護2一時金	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
要介護1一時金	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
保険料払込免除	つぎの①②③のいずれかに該当したとき ①要介護1一時金の支払事由に該当したとき ②当社所定の高度障害状態になったとき ③不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内に当社所定の身体障害状態になったとき	—

日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) 1および2のうちいずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
 (2) 3から6のうちいずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

項目	1 寝返り	2 歩行	3 衣服の着脱	4 入浴	5 食物の摂取	6 排泄
一部介助を要する状態	身体にふとなどをかけない状態で、横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること 	立った状態から歩幅や速度は問わず5m以上歩くこと 	(1)ボタンのかけはずし (2)上衣の着脱 (3)ズボン・パンツなどの着脱 (4)靴下の着脱 	一般家庭用浴槽の出入り(浴槽の縁をまたぐこと) 	通常の食事を摂ること(食物を口に運ぶ行為を指し、調理、配膳、片付けは含まない) 	排泄および排泄後の後始末 
全介助を要する状態	ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまらなければできない状態 ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまっても介助なしではできない状態	義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければできない状態 義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いても介助なしではできない状態	上記(1)から(4)のいずれかについて、一部は自分で行っているが、部分的に介助を要する状態 上記(1)から(4)のいずれかについて、自分ではまったくできず、すべての介助を要する状態	介護者が支える、手を貸すなどの部分的な介助がなければ一人ではできない状態 介護者が抱えなければできない状態、介護者がリフトなどの機器を用いなければできない状態	食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとるなど、食べやすくするために何らかの介助が必要な状態 介助なしに自分ではまったく食事をしない、またはできない状態	排泄後の拭き取りができないか、できても不十分なために介護者が拭き取るなどの直接的な介助を要する状態 排泄後の拭き取り始末を含め、排泄に関してすべての介助を要する状態

認知症による要介護状態

「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とはつぎの(1)(2)の両方に該当する所定の認知症をいいます。

- (1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
 (2)正常に成熟した脳が(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。

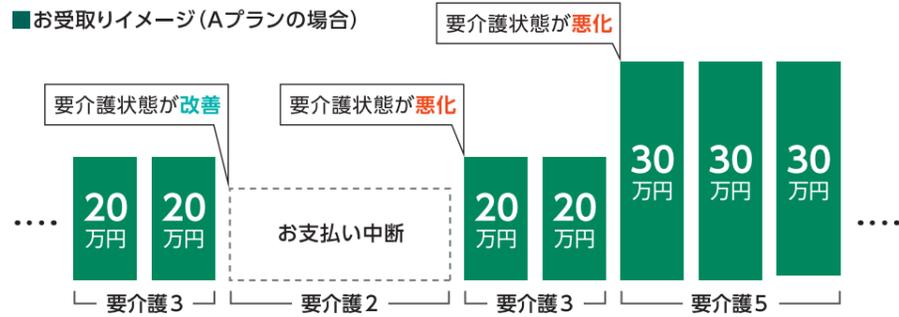
- (1)常時、時間の見当識障害があること
 ・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
 (2)場所の見当識障害があること
 ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
 (3)人物の見当識障害があること
 ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

Q1 初めて受けた要介護認定が要介護2以上の場合、給付金はどのように支払われますか？

A1 要介護2に認定された場合：
「要介護1一時金」と「要介護2一時金」をお支払いします。
要介護3以上に認定された場合：
「介護年金」に加え、「要介護1一時金」と「要介護2一時金」をお支払いします。

Q2 要介護状態が改善された場合、「介護年金」の支払いはどうなりますか？

A2 新たに認定された要介護度に応じて、介護年金額の変更、または「介護年金」のお支払いを中断します。



Q3 一度、要介護認定を受け、その後要介護状態ではなくなった場合、保険料の払込みを再開しなければならないのでしょうか？

A3 いいえ、保険料のお払込み(再開)は不要です。
一度、保険料払込みの免除事由に該当した後は、その後の状態にかかわらず保険料のお払込みは不要です。

Q4 アフラック所定の要介護状態に該当したとき、給付金の支払いはどうなりますか？

A4 満65歳未満で当社所定の要介護状態に該当したときは、「要介護1一時金」と「要介護2一時金」、および要介護3と認定されたときと同額の「介護年金」をお支払いします。

Q5 満65歳以上でアフラック所定の要介護状態に該当した場合、給付金は支払われますか？

A5 いいえ、満65歳以上の給付金のお支払いには、公的介護保険制度にもとづく要介護認定が必要となります。*

■支払事由と支払事由に該当した年齢の関係

支払事由	支払事由に該当した時点の年齢		
	満65歳以上 (第1号被保険者)	満40歳～満64歳 (第2号被保険者)	満39歳以下 (公的介護保険対象外)
公的介護 保険制度の 要介護認定	●	● (特定の疾病を原因とした場合)	×
当社所定の 要介護状態	× (*)	●	●

(*) 満65歳未満で当社所定の要介護状態に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、「介護年金」をお支払いします。

月払保険料

- 保険期間：終身 ■ 保険料払込期間：終身
- 個別取扱 ■ 特別保険料率に関する特則なし
- 基準介護年金額30万円／要介護1一時金10万円／要介護2一時金10万円



- 健康状態によっては、適用される保険料率が異なる場合があります、お申込みの際にご確認いただいた保険料と異なる保険料でお引受けすることがあります(「特別保険料率に関する特則」が付加された時は保険料が割増しとなります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
- 契約年齢などによっては、契約後短時間で受取可能な給付金総額が累計払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。

男性

(単位：円)

契約日の満年齢	Aプラン	Bプラン	契約日の満年齢	Aプラン	Bプラン
18歳	1,060	970	50歳	2,480	2,120
19歳	1,070	980	51歳	2,590	2,200
20歳	1,100	980	52歳	2,700	2,310
21歳	1,110	1,020	53歳	2,840	2,420
22歳	1,140	1,020	54歳	2,950	2,500
23歳	1,170	1,050	55歳	3,090	2,610
24歳	1,170	1,050	56歳	3,240	2,760
25歳	1,180	1,090	57歳	3,410	2,870
26歳	1,220	1,130	58歳	3,550	3,010
27歳	1,250	1,130	59歳	3,730	3,160
28歳	1,250	1,160	60歳	3,940	3,340
29歳	1,280	1,160	61歳	4,140	3,480
30歳	1,330	1,210	62歳	4,390	3,670
31歳	1,360	1,210	63歳	4,640	3,860
32歳	1,390	1,240	64歳	4,910	4,100
33歳	1,420	1,270	65歳	5,240	4,370
34歳	1,460	1,280	66歳	5,590	4,630
35歳	1,500	1,320	67歳	5,920	4,930
36歳	1,560	1,350	68歳	6,330	5,250
37歳	1,600	1,390	69歳	6,800	5,660
38歳	1,640	1,430	70歳	7,330	6,040
39歳	1,710	1,470	71歳	7,890	6,480
40歳	1,740	1,530	72歳	8,480	7,010
41歳	1,820	1,580	73歳	9,180	7,560
42歳	1,850	1,610	74歳	9,990	8,220
43歳	1,930	1,690	75歳	10,850	8,900
44歳	1,990	1,720	76歳	11,880	9,750
45歳	2,070	1,800	77歳	13,010	10,670
46歳	2,130	1,830	78歳	14,350	11,740
47歳	2,240	1,910	79歳	15,870	12,990
48歳	2,310	1,980			
49歳	2,410	2,050			

女性

(単位：円)

契約日の満年齢	Aプラン	Bプラン	契約日の満年齢	Aプラン	Bプラン
18歳	1,330	1,180	50歳	3,510	3,000
19歳	1,370	1,220	51歳	3,680	3,140
20歳	1,400	1,220	52歳	3,820	3,280
21歳	1,400	1,250	53歳	4,020	3,420
22歳	1,440	1,290	54歳	4,200	3,540
23歳	1,480	1,330	55歳	4,400	3,710
24歳	1,540	1,360	56歳	4,640	3,920
25歳	1,570	1,360	57歳	4,870	4,090
26歳	1,600	1,390	58歳	5,150	4,310
27歳	1,650	1,440	59歳	5,420	4,550
28歳	1,680	1,470	60歳	5,690	4,790
29歳	1,740	1,500	61歳	6,040	5,080
30歳	1,790	1,580	62歳	6,410	5,390
31歳	1,850	1,610	63歳	6,830	5,720
32歳	1,880	1,640	64歳	7,280	6,080
33歳	1,950	1,680	65歳	7,800	6,480
34歳	1,990	1,750	66歳	8,310	6,930
35歳	2,050	1,780	67歳	8,930	7,430
36歳	2,130	1,860	68歳	9,580	7,990
37歳	2,190	1,890	69歳	10,320	8,610
38歳	2,260	1,960	70歳	11,180	9,290
39歳	2,330	2,030	71歳	12,140	10,100
40歳	2,430	2,070	72歳	13,180	10,930
41歳	2,510	2,150	73歳	14,390	11,960
42歳	2,600	2,210	74歳	15,730	13,060
43歳	2,680	2,320	75歳	17,290	14,350
44歳	2,780	2,390	76歳	19,080	15,810
45歳	2,880	2,460	77歳	21,120	17,520
46歳	3,020	2,570	78歳	23,500	19,450
47歳	3,120	2,670	79歳	26,200	21,730
48歳	3,260	2,780			
49歳	3,400	2,890			

健康に不安がある方は、「特別保険料率に関する特則」を付加してお申込みいただくことでお引受けできる場合があります(保険料は割増しになります)。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

将来加入シミュレーション(45歳)

保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料			
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)			
		75歳	80歳	85歳	
男性	45歳	2,070円	745,200円	869,400円	993,600円
	50歳	2,480円	744,000円	892,800円	1,041,600円
	55歳	3,090円 ①	741,600円	927,000円 ②	1,112,400円 ②
	60歳	3,940円	709,200円	945,600円	1,182,000円
女性	45歳	2,880円	1,036,800円	1,209,600円	1,382,400円
	50歳	3,510円	1,053,000円	1,263,600円	1,474,200円
	55歳	4,400円 ①	1,056,000円 ②	1,320,000円 ②	1,584,000円 ②
	60歳	5,690円	1,024,200円	1,365,600円	1,707,000円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

17

将来加入シミュレーション(60歳)

保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料			
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)			
		75歳	80歳	85歳	
男性	60歳	3,940円	709,200円	945,600円	1,182,000円
	65歳	5,240円	628,800円	943,200円	1,257,600円 ②
	70歳	7,330円 ①	439,800円	879,600円	1,319,400円
	75歳	10,850円	—	651,000円	1,302,000円
女性	60歳	5,690円	1,024,200円	1,365,600円	1,707,000円
	65歳	7,800円	936,000円	1,404,000円 ②	1,872,000円
	70歳	11,180円 ①	670,800円	1,341,600円	2,012,400円 ②
	75歳	17,290円	—	1,037,400円	2,074,800円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

18